

令和5年度  
第二種自動車系 自動車整備科  
見直し提案(新旧対照)

- ・別表第二
- ・教科の細目
- ・設備の細目
- ・技能照査の基準の細目

本提案は基礎研究会において審議した見直し案であり、改正は本提案を踏まえ厚生労働省で審議されるものであること。



自動車分野 別表第二 新旧対照 (赤字は修正、削除の語句)

現行(H29年度)						令和5年度見直し案		理由	
訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の	教科	訓練期間及び訓練時間(単位は時間とする。)	設備				
訓練系	専攻科				種別	名称			
9 第二種自動車系	自動車整備科			訓練期間 2年 訓練時間 総時間 2,800	建物その他の工作物	教室 実習場			
					機械	自動車整備用機械類			
					その他	器工具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類			
		自動車の整備及び検査における基礎的な技能及びこれに関する知識	一 系基礎 1 学科 ○1 生産工学概論 ○2 電気及び電子理論 ○3 材料 ○4 自動車の構造及び性能 ○5 自動車の力学 ○6 製図 ○7 燃料及び潤滑油 ○8 安全衛生 ○9 関係法規	390					
			2 実技 ○1 測定基本実習 ○2 工作基本実習 ○3 安全衛生作業法	80					
		自動車の整備及び検査における技能及びこれに関する知識	二 専攻 1 学科 ○1 機器の構造及び取扱法 ○2 自動車整備法 ○3 検査法	230					230 232
2 実技 ○1 自動車整備実習 ○2 検査実習 ○3 故障原因探究実習	1,140		1140 1,143	・故障原因探究実習は自動車整備実習の中に包括する。 ・○1自動車整備実習に「電子制御装置」が追加のため+3時間。					

自動車分野 教科の細目 新旧対照 (赤字は修正、削除、青字は追加の語句)

第二種自動車系 自動車整備科		現行 (H29年度)		旧国交省 一養基準	第97号 第109改	R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)		見直し理由
教科の科目		訓練時間	教科の細目	標準時間	標準時間	訓練時間	教科の細目	
系基礎学科	1 生産工学概論	10	作業改善、作業効率、在庫管理、品質管理	—	—	10		
	2 電気及び電子理論	40	電気回路、半導体、論理回路	○	a	40		
	3 材料	10	金属材料、非金属材料、表面处理、熱処理、塗料	○	b	10		
	4 自動車の構造及び性能	240	自動車の性能、「ガソリン機関、ディーゼル機関、ハイブリッド(HV)、電気自動車(EV)、フレーム及びボデー、動力伝達装置、サスペンション及びアクスル、ステアリング装置、ブレーキ装置、電気装置、ホイール及びタイヤ、ホイールアライメント、電子制御装置	○	c	240	自動車の性能、「ガソリン機関、ディーゼル機関、 <b>モータ</b> 」(以下「 <b>エンジン等</b> 」という)、ハイブリッド(HV)、電気自動車(EV)、 <b>二輪車</b> 、フレーム及びボデー、動力伝達装置、サスペンション及びアクスル、ステアリング装置、ブレーキ装置、 <b>電気装置 電装</b> 、ホイール及びタイヤ、ホイールアライメント、電子制御装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>EV化に伴い、原動機にモータを追加し、R5国交省通達97号に従って、「エンジン等」と表記する。</li> <li>資格が3級又は2級自動車整備士(総合)に変わること、国土交通省の養成施設の指定基準「教育計画」に二輪車の内容が含まれるため、二輪車を追加。また国交省の「二輪車」追加の見解による。</li> <li>電気装置を<b>電装に統一</b>。</li> </ul>
	5 自動車の力学	40	基礎的な原理法則、自動車の諸元	○	d	40		
	6 製図	10	製図一般事項、用器画法、機械製図、自動車配線図、CAD概論	○	e	10	製図一般事項、 <b>用器画法、機械製図</b> 、自動車配線図、 <b>CAD概論、自動車部品図</b>	職種の業務に沿う内容に修正。用器画法と機械製図を削除し、自動車部品図を追加。なおCAD概論はH25に削除済
	7 燃料及び潤滑剤	10	燃料と燃焼、潤滑と潤滑剤	○	f	10		
	8 安全衛生	10	産業安全、労働衛生、労働災害、関係法規	—	—	10		
	9 関係法規	20	道路運送車両法、自動車点検基準、道路運送車両保安基準、自動車NOx・PM法	20	g	20		
系基礎学科合計		390		○350+20	a+b+c+d+e +f+g=h	390		
系基礎実技	1 測定基本実習	40	排気、振動、動力、騒音、照度、電気装置測定、寸法測定、排気ガス、動力、騒音、電気測定	○	×	40	<del>排気、振動、動力、騒音、照度、電気装置測定</del> 、寸法測定、排気ガス、動力、騒音、電気測定、 <b>振動</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R5研究会8.25→振動を外す(R5国交省基準97号により2級、3級は振動が必須でないため)</li> <li>重複表記を削除する。</li> </ul>
	2 工作基本実習	20	板金加工、溶接、塗装、研磨、作業用機器と用具の取扱い	○	×	20		
	3 安全衛生作業法	20	安全衛生作業、保護具、整理整頓、応急処置	—	—	20		
	系基礎実技合計		80		60	—	80	
専攻学科	1 機器の構造及び取扱法	30	整備作業機器、計測及び点検機器、エンジン関係機器、電気関係機器	30	×	30		
	2 自動車整備法	180	エンジン整備、シャシ整備、電装整備、故障原因探究	180	i	180 182	<b>エンジン等整備、シャシ整備、電装整備、故障原因探究 探究 探求、二輪車整備、電子制御装置</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>探究を探求に変更。(R5国交省通達に揃える)</li> <li>上記の理由で二輪車整備を明記</li> <li>「エンジン等」に修正</li> <li>通達第109号改で教育内容に「電子制御装置」が追加されたので+2時間。</li> </ul>
	3 検査法	20	自動車関連法規に基づくエンジン検査、シャシ検査、電装検査	20	20	20		
	専攻学科合計		230		230	i+20=j	232	

専攻実技	1	自動車整備実習	1,020	エンジン整備、シャシ整備、電装整備	1090 故障原因探求を含む	1,093	1,020 1,090 1,093	エンジン等整備、シャシ整備、電装整備、故障原因探求、二輪車整備、電子制御装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>故障原因探究実習(70時間)の統合で訓練時間を1,020→1,090へ変更。</li> <li>「探究」を「探求」へ修正(国交省に揃える)</li> <li>上記の理由で二輪車整備を明記</li> <li>「エンジン等」に修正</li> <li>通達第109号改で教育内容に「電子制御装置」が追加されたので+3時間。</li> </ul>
	2	検査実習	50	自動車関連法規に基づくエンジン検査、シャシ整備、電装整備	50	50	50	自動車関連法規に基づくエンジン検査、シャシ整備検査、電装整備検査	教科目に沿う細目に変更
	3	故障原因探究実習	70	エンジン、シャシ、電気装置、コンピュータ診断	○	—	70 0	エンジン、シャシ、電気装置、コンピュータ診断	教科名「故障原因探究実習」は「自動車整備実習」に統合。この行は削除。
	専攻実技合計		1,140		1,140	1,143	1,143		

学科:h+j 572	学科572	うち国交省基準に対応する科目572H(黄色網掛け) (基礎学科2~9, 専攻学科2と3)
実習: 1,093+50 =1,143	実習1,143	うち国交省基準に対応する科目1,143H(黄色網掛け) (専攻実技1と2)
学科600 実習1,200	学科572 実習1,143	学科622 実習1,223

- 国交省新基準
- 国交省旧基準から削除となった項目
- 国交省新基準に対応する教科の細目

自動車分野 設備の細目 新旧対照 (赤字は修正、削除、青字は追加の語句)

第二種自動車系 自動車整備科					R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)					見直しの理由	
現行(H29年度)					R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)						
種別	名称	摘要	数量		種別	名称	摘要	数量			
			高等学校卒業業者等					高等学校卒業業者等			
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合				30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合		
建物その他の工作物	教室		60 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	建物その他の工作物	教室		60 ↓ 80 m <sup>2</sup>	100 ↓ 130 m <sup>2</sup>	・電子電気系の面積に準拠する。	・訓練が安全に実施できるため ・教材や機器の仕様が変化するため
	実習場		700 m <sup>2</sup>	900 m <sup>2</sup>	実習場	二輪車置き場、整備場も含む		700 ↓ 800 m <sup>2</sup>	900 ↓ 1000 m <sup>2</sup>	・自動車の低床化やEV化によりリフトの増設と二輪整備場のため100m <sup>2</sup> 増加。	・効果的な訓練の実施のため ・教材や機器の仕様が変化するため
	完成検査場		100 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	完成検査場	シヤンダイモータ若しくは走行試験環境を含む)		100 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	・シヤンダイモータの枠割をこちらに移行。	・効果的な訓練の実施のため
	噴射ポンプ試験室	防じん構造とする。	20 m <sup>2</sup>	20 m <sup>2</sup>	噴射ポンプ試験室	防じん構造とする。		20 m <sup>2</sup>	20 m <sup>2</sup>	・R5国交省の基準から無くなったため。	・カリキュラムが変更になったため
	充電室	換気装置を含む。	10 m <sup>2</sup>	10 m <sup>2</sup>							
	空気圧縮機室		7 m <sup>2</sup>	7 m <sup>2</sup>							
	工具室		25 m <sup>2</sup>	33 m <sup>2</sup>							
	更衣室		25 m <sup>2</sup>	38 m <sup>2</sup>							
	危険物貯蔵倉庫	消防法の条件を備えること。	7 m <sup>2</sup>	7 m <sup>2</sup>							
	倉庫		80 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	倉庫			80 ↓ 100 m <sup>2</sup>	100 ↓ 120 m <sup>2</sup>	・検査機器などの増加のため。 ・噴射ポンプ試験機の廃止後の試験室も活用。	・教材や機器の仕様が変化するため
	車両置場		180 m <sup>2</sup>	240 m <sup>2</sup>							
	リフト		4 式	6 式	リフト			4 ↓ 8 式	6 ↓ 12 式	・ジャッキが使用不可なEV等の低床車種が多いため、リフト使用が前提となっているため待ち時間が発生し、現在の基準では訓練が有効に機能しないため。	・教材や機器の仕様が変化するため ・効果的な訓練の実施のため
	モノレール	ホイスト付き。	1 式	1 式	モノレール →吊上機器	ホイスト付き等		1 式	1 式	・R5国交省の表記に合致す	・国交省の表記に揃える
	検車設備	ピット式又は検車台	1 式	1 式							
洗車設備	給・排水設備を含む。	1 式	1 式								
排気ガス排出装置		1 式	1 式								
排水処理装置	標準形	1 式	1 式								
機械	コンロッドアライナ	コンロッド径16~76mm	1 台	1 台	機械						
	ピストンヒータ	1kW	1 台	1 台							

現行(H29年度)					R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)					見直しの理由	
種別	名称	摘要	数量		種別	名称	摘要	数量			
			高等学校卒業生等					高等学校卒業生等			
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合				30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合		
	バルブシートグラインダ	0.4kW	1台	1台		<del>バルブシートグラインダ</del> <del>バルブシートカッタ</del>	0.4kW	±台	±台	・現在使用されなくなったため、国交省の基準のバルブシートカッターに変更。 ・R5国交省の基準から無くなったので、削除。	・カリキュラムが変更になったため
	バルブリフェーサ	湿式、チャック能力5～15mm	1台	1台		<del>バルブリフェーサ</del>	湿式、チャック能力5～15mm	±台	±台	・相当古い機械で、現在入手も困難で必要性が無いため削除。 ・R5国交省の基準から無くなったので、削除。	・カリキュラムが変更になったため
	ブレーキ踏力計	0～500N	1台	1台							
	ガレージジャッキ	1～5t	4台	7台		ガレージジャッキ	1～5t⇒1t以上	4台	7台	・摘要修正。	・教材や機器の仕様が変化したため
	油圧ジャッキ	5t	1台	2台		油圧ジャッキ	5t	1台	2台	・摘要削除。	・教材や機器の仕様が変化したため
	ミッションジャッキ	0.8t	3台	5台		ミッションジャッキ	0.8t	3台	5台	・摘要削除。	・教材や機器の仕様が変化したため
						二輪車用リフト	スタンドも可	必要数	必要数	・2輪車の実習に使用。 ・R5国交省の基準に追加された。	・カリキュラムが変更になったため
						リジッドラック		必要数	必要数	・ジャッキによる事故を防ぐため ・R5国交省の基準に追加された。	・訓練が安全に実施できるため
	オイルバケットポンプ	容量180	2台	3台		<del>オイルバケットポンプ</del> →給油器具	容量180 →オイルバケットポンプ等	2台	3台	・180に限定しない。 ・R5国交省の表記に合わせる。	・国交省の表記に揃える
	オイルチェンジャ	容量180	2台	2台		オイルチェンジャ	容量180以上	2台	2台	・180以上とする。	・教材や機器の仕様が変化したため
	シャールシリプリケータ		1台	2台		<del>シャールシリプリケータ</del> →給脂器具	シャールシリプリケータ等	1台	2台	・R5国交省の表記に合わせる。 ・摘要追加。	・国交省の表記に揃える
	温水ワッシャ	スチームクリーナを含む。	1台	1台		温水ワッシャ →洗車機器	スチームクリーナ等	1台	1台	・R5国交省の表記に合わせる。 ・摘要修正。	・国交省の表記に揃える
	部品洗浄機	35w、50w	2台	3台		部品洗浄機 槽	35w、50w	2台	3台	・部品洗浄機より洗浄槽が妥当のため。	・教材や機器の仕様が変化したため
	き裂探傷器	磁気式又は浸透式	1台	1台							
	噴射ポンプテスト	2～8気筒	1台	1台		噴射ポンプテスト	2～8気筒	±台	±台	・R5国交省の基準から無くなったので、削除。 ・現在及び将来において必要としないと思われるため。	・カリキュラムが変更になったため

現行(H29年度)					R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)					見直しの理由
種別	名称	摘要	数量		種別	名称	摘要	数量		
			高等学校卒業生等					高等学校卒業生等		
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合				30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	
	スプリングテスト	0~1200N	2台	2台	<del>スプリングテスト</del>	<del>0~1200N</del>	<del>2台</del>	<del>2台</del>	・R5国交省の基準から無くなったので、削除。	・カリキュラムが変更になったため
	ノズルテスト	0~50MPa	2台	2台						
	エンジンタコテスト	エンジンアナライザ等に含まれている場合は除く。	3台	5台	エンジンタコテスト	<del>エンジンアナライザ等に含まれている場合は除く。</del>	3台	5台	・現在の機械としては必要性が少なく、新しい車には合わないため。 ・R4研究会では廃止方向であったが、R5国交省の基準に残ったので残す。	・教材や機器の仕様が変化したため
	バッテリーテスト	DC12V	3台	5台	バッテリーテスト	<del>DC12V</del> CCA測定	3台	5台	・現在CCA値が主流のため修正。	・教材や機器の仕様が変化したため
	タイミングライト	エンジンアナライザ等に含まれている場合は除く。	3台	5台	タイミングライト タイミングテスト	<del>エンジンアナライザ等に含まれている場合は除く。</del>	3台	5台	・R5国交省の表記に合わず	・国交省の表記に揃える
	エンジンアナライザ又は外部診断機		6台	10台	<del>エンジンアナライザ又は外部診断機</del> 外部診断機		6 ↓ 12台	10 ↓ 20台	・エンジンアナライザは入手困難で、現状は外部診断機で流通している。 ・効果的な訓練の実施のため増やす。 ・R5国交省の表記に合わず	・教材や機器の仕様が変化したため ・効果的な訓練の実施のため ・国交省の表記に揃える
	ディーゼルアナライザ	回転計、噴射圧計等エンジンアナライザ等に含まれている場合は除く。	1台	1台	<del>ディーゼルアナライザ</del> →ディーゼルエンジン回転計		± ↓ 必要数	± ↓ 必要数	・R5国交省の表記に合わず。	・国交省の表記に揃える
					コンプレッションゲージ	(ガソリン用、ディーゼル用)	必要数	必要数	・R5国交省の基準で追加。	・カリキュラムが変更になったため
	ユニバーサルテストベンチ		1台	1台	<del>ユニバーサルテストベンチ</del>		±台	±台	・訓練での使用は無く、高価で更新が難しいため削除。 ・R5国交省の基準から無くなったので、削除。	・カリキュラムが変更になったため
	スピードメータテスト		1台	1台						
	プラグクリーナテスト		1台	1台						
	ラジエータキャップテスト	0~200kPa	1台	1台						
	ブレーキテスト	シャーシアナライザに含まれている場合は除く。	1台	1台						
	ヘッドライトテスト	車検用、自動式	1台	1台						
	ホイールアライメントテスト		1台	1台	<del>ホイールアライメントテスト</del> →四輪アライメントテスト		1台	1台	・R5国交省の表記に合わず。	・国交省の表記に揃える
					トーインゲージ		必要数	必要数	・R5国交省の基準で追加。	・カリキュラムが変更になったため

現行(H29年度)					R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)					見直しの理由	
種別	名称	摘要	数量		種別	名称	摘要	数量			
			高等学校卒業生等					高等学校卒業生等			
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合				30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合		
						キャンパキヤスタキングピ ンゲージ	四輪アライメントテ スタを有する場合は 不要	必要数	必要数	・R5国交省の基準で追加。	・カリキュラムが変更になったため
						ターニングラジラスゲージ		必要数	必要数	・R5国交省の基準で追加。	・カリキュラムが変更になったため
	ホイールバランス	普通車又はトラック用	1 台	1 台							
	サイドスリップテスタ	車検用	1 台	1 台							
	ブレーキ倍力装置テスタ	携帯用	1 台	1 台		<del>ブレーキ倍力装置テスタ</del>	携帯用	± 台	± 台	・R5国交省の基準から無くなったので、削除。 ・現在の車両整備には使用しないため。	・カリキュラムが変更になったため
	排気ガステスタ	3種	1 組	1 組		排気ガステスタ	3種	1 組	1 組	・3種の意味が不明なので削除。	・教材や機器の仕様が変化したため
	オシロスコープ		5 台	8 台							
	シャーシダイナモメータ	軸重2,000kg	1 台	1 台		<del>シャーシダイナモメータ</del>	軸重2,000kg	± 台	± 台	・R5国交省の基準から無くなったので、削除。 ・使用頻度が少ないわりに高額で更新が難しいため削除。 ・完成検査場の摘要に追加。	・カリキュラムが変更になったため
	エンジンダイナモメータ	標準形	1 台	1 台		<del>エンジンダイナモメータ</del>	標準形	± 台	± 台	・R5国交省の基準から無くなったので、削除。 ・使用頻度が少ないわりに高額で更新が難しいため削除。機器の役目は終了。	・カリキュラムが変更になったため
	ロードメータ	携帯用400～10,000kg	1 台	1 台		<del>ロードメータ</del>	携帯用400～ 10,000kg	± 台	± 台	・R5国交省の基準から無くなったので、削除。 ・訓練で使用しない機器のため削除。	・カリキュラムが変更になったため
	黒煙測定器	ろ紙反射式	1 台	1 台							
	オパシメータ	光透過方式	1 台	1 台							
	騒音計	31.5～8,000Hz	1 台	1 台		騒音計	31.5～8,000Hz	1 台	1 台	・摘要削除	・教材や機器の仕様が変化したため
	燃料消費計		1 台	1 台		<del>燃料消費計</del>		± 台	± 台	・R5国交省の基準から無くなったので、削除。 ・現在の車両にそぐわなく、使用しないため削除。	・カリキュラムが変更になったため
	自動車	教材用各種(HV車等含む。)	12 台	20 台		自動車	教材用各種(HV車等含む。)( <del>電動車等含む</del> )	12 台	20 台	・今後の動向としてEV車、PHV車、HV車、FCV車を含めた電動車の表現に修正。	・教材や機器の仕様が変化したため

現行(H29年度)					R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)					見直しの理由	
種別	名称	摘要	数量		種別	名称	摘要	数量			
			高等学校卒業者等					高等学校卒業者等			
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合				30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合		
						二輪車		必要数	必要数	・二輪車の整備を明確にするため。	・カリキュラムが変更になったため
	自動車エンジン	教材用各種(HV等含む。)	12 台	20 台		自動車エンジン	教材用各種(HV車等含む。)(電動車等含む)	12 台	20 台	・今後の動向としてEV車、PHV車、HV車、FCV車を含めた電動車の表現に修正。	・教材や機器の仕様が変化したため
						整備情報検索端末	タブレット又はPC。ネットワーク環境、契約を含む。外部診断機併用可。	6 台	10 台	・車種の変化に対応するための整備情報の入手と更新のため。 ・電子制御装置の整備に必須なため追加。	・教材や機器の仕様が変化したため ・効果的な訓練の実施のため ・カリキュラムが変更になったため
	タイヤ交換機	リム径10～20インチ程度	1 台	1 台		タイヤ交換機	リム径10～ <del>20</del> 23インチ程度	1 台	1 台	現状に合わせるため	・教材や機器の仕様が変化したため
	卓上ボール盤	穴あけ能力13mm	2 台	3 台							
	両頭グラインダ	といし外径150～305mm	2 台	3 台							
	エア又は電気式ディスクグラインダ	といし外径100～180mm	2 台	2 台							
	プレス	35t	1 台	1 台		プレス	<del>35t</del> 15t程度	1 台	1 台	・35tは大きすぎて扱いづらいので15t程度へ修正。	・教材や機器の仕様が変化したため
	赤外線乾燥スタンド	250W×24球	1 台	1 台		赤外線乾燥スタンド	<del>250W×24球</del>	1 台	1 台	・乾燥方式の変更により摘要削除。	・教材や機器の仕様が変化したため
	充電器		2 台	3 台							
	EV用充電機	(実技訓練指導時にEV車を使用する場合)	1 台	1 台							
	交流アーク溶接機	20kVA(電撃防止器、安全ホルダー、ヘルメット、その他付属品を含む。)	3 台	5 台		交流アーク溶接機	<del>20kVA(電撃防止器、安全ホルダー、ヘルメット、その他付属品を含む。)</del>	3 台	5 台	・仕様変更のため摘要削除。	・教材や機器の仕様が変化したため
	点溶接機	3.5KVAコンデンサ形	1 台	1 台		点溶接機	<del>3.5KVAコンデンサ形</del>	必要数	必要数	・仕様変更のため摘要削除。数量は必要数へ	・教材や機器の仕様が変化したため
						ガス溶接機		必要数	必要数	・溶接法が増えたため追加。	・教材や機器の仕様が変化したため
	フロンガス回収装置		1 台	1 台							
	カークーラーサービスキット		1 台	1 台							
	真空掃除機	1kW	1 台	1 台		真空掃除機	<del>1kW</del>	1 台	1 台	・真空や1kWにこだわらない。	・教材や機器の仕様が変化したため
	ハンドドリル	ドリル径13mm	5 台	8 台		ハンドドリル	ドリル径 <del>13mm</del> 10mm	5 台	8 台	・13mmは相当トルクが掛かるため10mmへ。	・教材や機器の仕様が変化したため

現行(H29年度)					R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)					見直しの理由	
種別	名称	摘要	数量		種別	名称	摘要	数量			
			高等学校卒業業者等					高等学校卒業業者等			
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合				30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合		
	空気圧縮機	0.4～11kw	1台	1台		空気圧縮機 →エアコンプレッサ	0.4～11kw	1台	1台	・R5国交省の表記に合わず。	・国交省の表記に揃える
						タイヤゲージ		必要数	必要数	・R5国交省の基準に追加されたため。	・カリキュラムが変更になったため
						タイヤデプスゲージ		必要数	必要数	・R5国交省の基準に追加されたため。	・カリキュラムが変更になったため
その他	(器具類)				その他	(器具類)					
	作業用工具類		必要数	必要数							
	自動車用特殊工具類		必要数	必要数							
						エーミング作業用器具類	水準器、ターゲット等	必要数	必要数	・電子制御装置の整備に必要なため追加。	・カリキュラムが変更になったため
	仕上げ用工具類		必要数	必要数							
	板金用工具類		必要数	必要数							
	塗装用工具類		必要数	必要数							
						安全衛生器具類	スポットクーラー、溶接ヒューム対応器具等	必要数	必要数	・訓練が安全に実施できるため追加。	・訓練が安全に実施できるため
	洗浄用工具類		必要数	必要数							
	(計測器類)					(計測器類)					
	計測器類		必要数	必要数							
	(製図器及び製図用具類)					(製図器及び製図用具類)					
	製図器及び製図用具類		必要数	必要数							
	(教材類)					(教材類)					
	カットマシン、カットエンジン、カット噴射ポンプ、模型等		必要数	必要数		カットマシン、カットエンジン、 <del>カット噴射ポンプ</del> 、模型等		必要数	必要数	・噴射ポンプが削除されたため。	・カリキュラムが変更になったため

## 自動車分野 技能照査の基準の細目 新旧対照 (赤字は修正、削除、青字は追加の語句)

第二種自動車系 自動車整備科			学科		実技			
現行(H29年度)			R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)		現行(H29年度)		R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)	
系基礎	1	品質管理について知っていること。	品質管理について知っていること。→削除 →生産工学について知っていること。※教科の内容を表すように修正。		系基礎	1	簡単な測定作業ができること。	簡単な測定作業ができること。 →測定作業ができること。 ※「簡単な」が不明瞭でふさわしくないため。
	2	電気及び電子理論について知っていること。				2	簡単な工作作業ができること。	簡単な工作作業ができること。 →工作作業ができること。 ※「簡単な」が不明瞭でふさわしくないため。
	3	自動車用材料の種類、性質及び用途について知っていること。				3	安全作業及び衛生作業ができること。	安全作業及び衛生作業がよくできること。 ※安全には「よく」を付ける。
	4	自動車の種類及び型式について知っていること。						
	5	自動車各部の名称、構造及び作動原理について知っていること。						
	6	自動車の付属装置について知っていること。	6自動車の付属装置について知っていること。→削除。 ※付属装置の内容が不明なため。					
	7	電気装置の構造及び機能について知っていること。	7電気装置の構造及び機能について知っていること。 →6電装の構造及び機能について知っていること。 ※電気装置を電装に統一。					
	8	機械要素について知っていること。	8機械要素について知っていること。→削除 →7自動車の力学について知っていること。 ※細目が教科の細目に合っていないため。					
	9	機械製図及び電気製図について知っていること。	9機械製図及び電気製図について知っていること。 →8自動車配線図及び自動車部品図について知っていること ※教科の細目の修正に応じて変更。。					
	10	燃料及び燃焼について知っていること。	9燃料及び燃焼について知っていること。					
	11	潤滑油潤滑剤の種類及び性能について知っていること。	11潤滑油潤滑剤の種類及び性能について知っていること。 →10潤滑剤の種類及び性能について知っていること。					
	12	安全衛生について知っていること。	11安全衛生についてよく知っていること。 ※安全については「よく」習得する必要がある。					
	13	関係法規について知っていること。	12関係法規について知っていること。					
専攻	1	整備用機械、器工具の種類、構造及び使用法についてよく知っていること。			専攻	1	整備用機械、器工具及び計測器の取扱いがよくできること。	
	2	計測器の種類及び用途について知っていること。	2計測器の種類及び用途についてよく知っていること。 ※専攻には「よく」を付ける。			2	エンジン及びエンジン付属装置の分解、組立て及び調整がよくできること。	
	3	エンジン及びエンジン付属装置の種類、構造及び機能についてよく知っていること。	3エンジン及びエンジン付属装置の種類、構造及び機能についてよく知っていること。 4シャシの構造及び機能についてよく知っていること。 5故障原因の探究法及び整備法についてよく知っていること。 項目3～5を削除し、 →3自動車の整備法及び故障原因の探求法についてよく知っていること。 に修正。 ※細目が多く、教科の細目に沿うように修正。			3	シャシの装置について分解及び整備がよくできること。	
	4	シャシの構造及び機能についてよく知っていること。				4	簡単な部品修正ができること。	4簡単な部品修正ができること。 5車体及び付属装置の修理ができること。 項目4と5を削除し、4部品の測定及び良否の判定がよくできること。を7から移動。 ※細目が多く、教科の細目に沿うように修正。
	5	故障原因の探究法及び整備法についてよく知っていること。				5	車体及び付属装置の修理ができること。	
	6		4電子制御装置の構造、整備についてよく知っていること。 ※細目追加による。			6	電気装置の整備がよくできること。	5電装整備がよくできること。 ※「電気装置の」を「電装」に修正。
	7	自動車の検査法について知っていること。	5自動車の検査法についてよく知っていること。 ※専攻には「よく」を付ける。			7	部品の測定及び良否の判定がよくできること。	7部品の測定及び良否の判定がよくできること。→4に移動 →6故障原因の探求がよくできること。 ※教科の細目に「故障原因探求実習」が移動してきたため10から移動。
	8	顧客管理法及び修理見積りの仕方について知っていること。	8顧客管理法及び修理見積りの仕方について知っていること。→削除。 ※顧客管理、修理見積りは教科の細目にないため。					7電子制御装置の整備がよくできること。 ※細目追加による。
	9	車検、登録等の手続きについて知っていること。	6車検等の手続きについてよく知っていること。 ※登録を削除、「よく」を追加。			8	定期点検がよくできること。	8定期点検がよくできること。
				9	自動車の修理、整備の見積りができること。	9自動車の修理、整備の見積りができること。→削除。 ※修理、整備の見積りは教科の細目に無いため。		
				10	故障原因の探究がよくできること。	6へ移動。		